

八王子市における 工事一時中止に係るガイドライン

令和2年（2020年）4月

八王子市

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| 1. ガイドラインの目的 | 1 |
| 2. 工事の一時中止に係る基本フロー | 2 |
| 3. 発注者の中止指示義務 | 3 |
| 3.1 工事の中止 | |
| 3.2 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取扱い | |
| 4. 工事を中止すべき場合 | 3 |
| 4.1 工事用地等の確保ができない等のため、工事の施工ができない場合 | |
| 4.2 自然的又は人為的な事象により工事を施工できない場合 | |
| 4.3 上記以外において、発注者が必要であると認めるとき | |
| 5. 中止の指示・通知 | 4 |
| 5.1 発注者の中止権 | |
| 5.2 受注者による中止事案の確認請求 | |
| 5.3 工事の中止期間 | |
| 6. 基本計画書の作成 | 5 |
| 6.1 基本計画書の記載内容 | |
| 6.2 管理責任 | |
| 7. 工期短縮計画書の作成 | 6 |
| 7.1 工期短縮計画書の記載内容 | |
| 7.2 工期の変更 | |
| 8. 契約金額又は工期の変更、増加費用の負担 | 6 |
| 8.1 契約金額の変更 | |
| 8.2 増加費用・損害の負担 | |
| 8.3 工期の変更 | |
| 9. 増加費用の考え方 | 7 |
| 9.1 契約後準備工着手前に中止した場合 | |
| 9.2 準備工期間中に一時中止した場合 | |
| 9.3 本工事施工中に一時中止した場合 | |
| 9.4 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合） | |
| 10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い | 11 |
| 10.1 増加費用の設計書における取扱い | |
| 10.2 増加費用の事務処理上の取扱い | |

1. ガイドラインの目的

本市では、市民生活や経済活動の基盤となる道路、河川、上下水道、公園、学校などの様々な社会資本を整備・維持管理するため、毎年、数多くの工事を実施しています。

工事の発注に際しては、地元住民、占有事業者、関係機関等と協議を整え、工事用地及び適正な工期を確保した上で発注を行っていますが、それでもなお、予見できない事態が発生し、工事の一時中止が避けられない場合があります。

本ガイドラインは、八王子市工事請負契約約款第20条に基づく工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合における必要な手順をまとめ、発注者と受注者が工事の一時中止について、適正かつ円滑に行うことを目的としたものです。

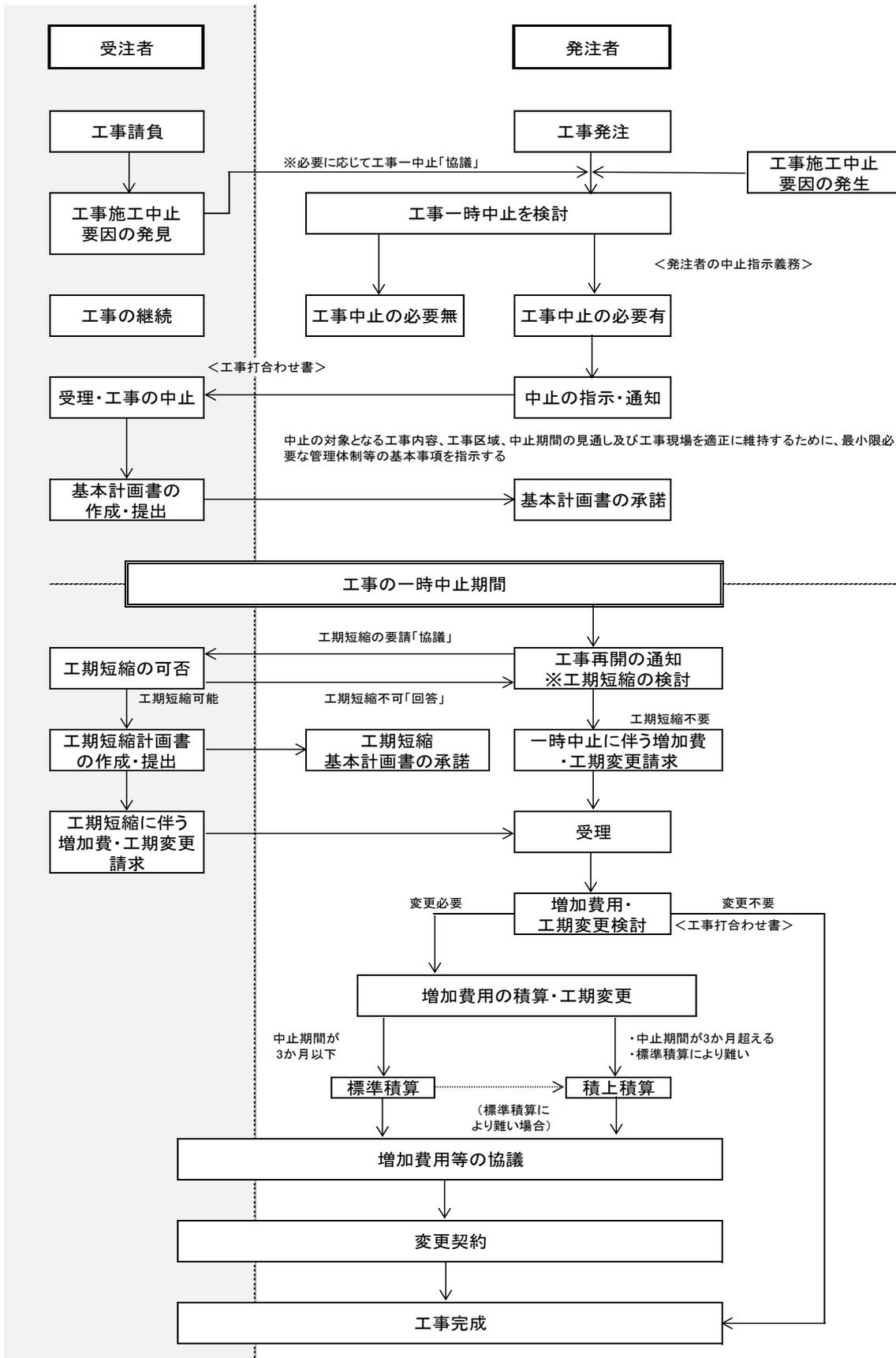
(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2. 工事の一時中止に係る基本フロー



3. 発注者の中止指示義務

3.1 工事の中止

受注者の責めに帰すことができない事由により、工事を施工できないと認められる場合、受注者は工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が停止状態となります。

このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる増加費用又は工期の変更が行われず、その負担を受注者が負うこととなります。

そのため、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければなりません。

なお、受注者が、工事施工不可要因を発見した場合は、速やかに発注者と協議を行うこととし、発注者は、必要であれば速やかに工事中止を指示します。

3.2 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取扱い

- ① 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間となります。
- ② 受注者の責めに帰すことができない事由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延長※となった場合は、技術者の途中交代が認められます。

※ 大幅な工期延長とは、契約書第 46 条の 2（受注者の催告によらない解除権）第 2 号を準拠して「工事延長期間が当初工期の 10 分の 5（工期の 10 分 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき」を、目安とする。

4. 工事を中止すべき場合

受注者の責めに帰すことができない事由により、工事を施工できないと認められる場合

4.1 工事用地等の確保ができない等のため、工事の施工ができない場合

（具体例）

- ・設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに受注者の責めによらず施工できない場合
- ・管理者間協議の結果、施工できない期間が生じた場合
- ・設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため、施工を続けることが不可能と認められた場合
- ・設計変更等により法令手続きが必要になり、工事の施工を中止する必要がある場合
- ・同一現場内の別途契約工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済の工事の施工ができない場合

4.2 自然的又は人為的な事象により工事を施工できない場合

(具体例)

- 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災その他の自然的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ又は工事現場の状態が変動した場合
- 予見できない事態（地中障害物の発見等）が生じた場合
- 埋蔵文化財の調査又は発掘等を行う場合
- 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為等があった場合
- その他、受注者の責めによらない何らかの事象（地元調整等）が生じた場合

4.3 上記以外において、発注者が必要であると認めるとき

一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要です。「施工できないと認められる状態」とは、物理的に施工が不可能であるなど、客観的に「施工できないと認められる」場合を意味します。

5. 中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知します。

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとします。

5.1 発注者の中止権

発注者は「必要があると認める」ときは、任意に工事を中止することができます。

なお、「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については、発注者の判断で行います。また、発注者が工事を中止させることができるのは、工事の完了前に限られます。

5.2 受注者による中止事案の確認請求

受注者は、受注者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができます。

5.3 工事の中止期間

受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなりますが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多いです。このような場合、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立

て、工事を再開できる時期を通知する必要があります。

一方、発注者は、一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければなりません。このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなります。

6. 基本計画書の作成

工事を中止する場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得ることとなります。

基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、発注者と受注者で確認し、再開に備えての方策の認識に相違が生じないようにします。

また、一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更計画書を発注者に提出し、承諾を得ることとします。

- ※ 実際に着手する前の事前調査や施工計画書作成中であっても、現場の維持・管理等は必要であることから、基本計画書の提出を受け、承諾を得ることとする。
- ※ 一部一時中止等で、工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、基本計画書の記載内容を省略することができる。

6.1 基本計画書の記載内容

- ① 基本計画書作成の目的
- ② 一時中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- ③ 一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ④ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ⑤ 工事再開に向けた方策
- ⑥ 工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠
- ⑦ 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

- ※ 指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
概算金額は参考値であり、契約時点の費用を拘束するものではない。
一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

6.2 管理責任

- ① 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとします。
- ② 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにします。

7. 工期短縮計画書の作成

発注者は工事の一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議する必要がある、受注者は発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行います。

なお、協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、発注者と受注者で確認し、双方の認識の相違が生じないようにします。

7.1 工期短縮計画書の記載内容

- ① 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
 - ② 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
 - ③ 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用
- ※ 数量や増加費用は参考値であり、契約時点の費用を拘束するものではない。

7.2 工期の変更

- ① 受注者は、発注者との協議により承諾を受けた工期短縮計画に基づき施工を実施し、発注者と受注者で協議した工程の遵守に努めます。
- ② 工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行います。

8. 契約金額又は工期の変更、増加費用の負担

発注者は、中止がごく短期間である場合、中止が部分的で、全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、工事を中止した場合において、「客観的に必要があると認められる」ときは、契約金額及び工期の変更を行います。

8.1 契約金額の変更

発注者は、工事の施工を一時中止させた場合、契約金額の変更では補填し得ない受注者の増加費用及び損害について、受注者から請求があった場合には負担しなければなりません。

8.2 増加費用・損害の負担

- ① 増加費用の負担
 - ・ 工事用地等を確保しなかった場合
 - ・ 暴風雨の場合など、契約の基礎条件の変更により生じたもの

② 損害の負担

- ・発注者に過失がある場合に生じたもの
- ・事情変更により生じたもの

※ 増加費用と損害は、区別しないものとする。

8.3 工期の変更

- ① 工期の変更期間は、原則として、工事を中止した期間とします。
- ② 地震、災害等の場合は、片付け期間や復旧期間を含めて、工期延長することも可能です。

9. 増加費用の考え方

増加費用は、原則として、工事目的物又は仮設に係る工事の着手後を対象に算定します。増加費用算出の適用範囲は表 1 のとおりとします。

表 1 増加費用算出の適用範囲

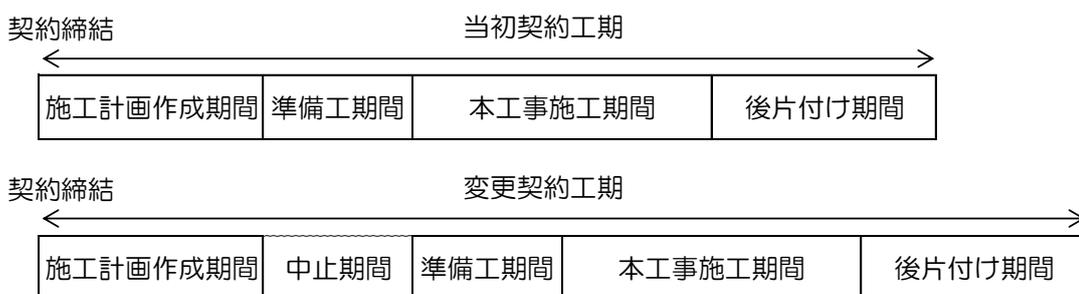
| 一時中止の発生時期 | 対象工事 | 中止期間 3か月以内 | 中止期間 3か月超 |
|--|--|-------------------|-----------|
| | 準備工着手前 契約締結後で現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態 で測量等の準備工に着手するまでの期間 (9. 1 参照) | 増加費用は計上しない | |
| 準備工着手中 現場事務所・工事看板を設置し、測量等を行うなど、本工事前の準備期間 (9. 2 参照) | 積上積算 ※受発注者間の協議 | | |
| 本工事施工中 (9. 3 参照) | 標準積算 | 積上積算 ※受発注者間の協議 | |

※ 標準積算によりがたい場合は、受発注者間の協議による積上積算

9.1 契約後準備工着手前に中止した場合

契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板等が未設置、材料等が未手配の状態、測量等の準備工に着手するまでの期間です。

上記の期間中に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合、発注者は工事の一時中止を受注者に通知します。



① 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、必要に応じて「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得ます。

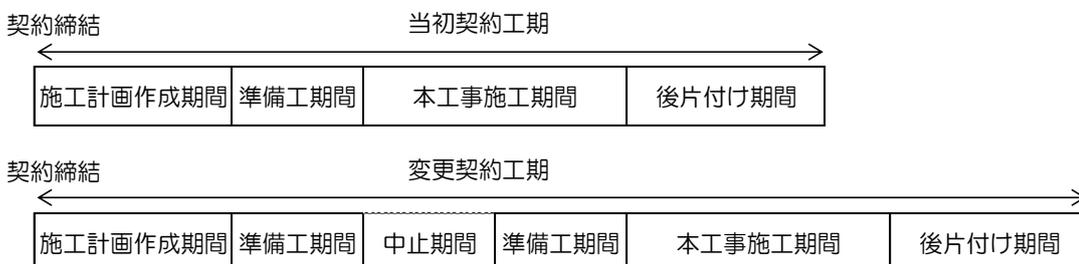
② 増加費用

一時中止に伴う増加費用は、原則として計上しません。

9.2 準備工期間中に一時中止した場合

準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等を行うなど、本工事施工前の準備期間です。

上記の期間中に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合、発注者は工事の一時中止を受注者に通知する。



① 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要な応じて概算費用を記載[※]したうえで、発注者に提出し、承諾を得ます。

※ 概算費用は、請求する場合のみとする

※ 概算費用は参考値であり、契約時点の費用を拘束するものではない

② 増加費用の範囲

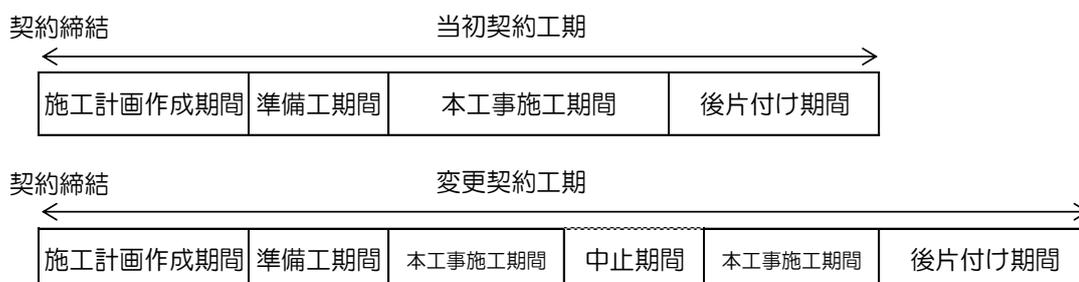
発注者が工事の一時中止を指示し、それに伴う増加費用等について、受注者から請求があった場合に適用します。

増加費用は、安全費（工事看板等の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当、ただし他工事に従事した期間は除く）等が、想定されます。

③ 増加費用の算定

増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の費用に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者の協議により決定します。

9.3 本工事施工中に一時中止した場合



① 増加費用の範囲

増加費用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用します。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とします。

(I) 工事現場の維持に要する費用

- 一時中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労働者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- 一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(II) 工事体制の縮小に要する費用

一時中止時点における工事体制から一時中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労働者、技術職員の配置転換の要する費用等

(III) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労働者、技術職員の転入に要する費用

(IV) 中止により工期延期となる場合の費用

工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用

(V) 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用

※ 工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まない。

② 増加費用の算定

増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に必要とされた工事現場の維持等の費用に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者で協議を行い決定します。

増加費用の各構成費目は、原則として、一時中止期間中に要した費目の内容について積算します。

③ 増加費用の積算

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定します。

ただし、中止期間3か月以内は標準積算により算定し、中止期間が3か月を超える場合、標準積算により難しい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、発注

者と受注者で協議を行い算定します。

増加費用の算定は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する発注者と受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（関係機関との協議状況など工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行います。

9.4 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

増加費用の考え方

発注者が工事の一時中止を指示した後、一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合、工期短縮に伴う増加費用等について協議を行います。

なお、工期短縮の要因が受注者に起因するものは増加費用を見込みません。

① 工期短縮の要因が発注者に起因するもの

例) 工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合

② 工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの

例) ・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合

・自然災害で被災*を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合

※ 災害による損害については、八王子市工事請負契約約款第29条（不可抗力による損害）に基づき対応

10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

10.1 増加費用の設計書における取扱い

増加費用は、一時中止した工事の設計書の中に「一時中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別に計上します。ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなします。

10.2 増加費用の事務処理上の取扱い

増加分費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない変更契約するものとします。

増加費用は、受注者から請求があった場合に負担し、増加費用の積算及び設計変更は、工事再開後速やかに発注者と受注者が協議して行います。

『八王子市における工事一時中止に係るガイドライン』

令和元年（2019年）10月発行

令和2年（2020年）3月改正（令和2年（2020年）4月適用）

編集発行 八王子市契約資産部契約課